

子どものための物品助成事業実施要綱
～すこやか応援助成～

(目的)

第1条 幼稚園、保育園、届け出保育施設等の子どもがより充実した環境のもとで安全に保育教育を受けられるよう応援し、健全な発育を支援することを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業主体は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下、市社協という。）とする。

(助成金交付の対象者)

第3条 助成金交付の対象者は、鳥取市内における幼稚園、保育園、届出保育施設等の設置者とする。

(事業対象期間)

第4条 事業対象となる期間は、交付決定から3月31日までとする。

(助成対象経費及び助成額)

第5条 この事業の助成対象となる経費は園児の保育・教育に直接必要な物品の購入経費とし、1園あたりの上限額を10,000円とする。

2 この助成は、1園につき1年度1回限りとする。

(助成金交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式1）、事業実施計画書・事業収支予算書（様式2）を記入の上、市社協会長に提出をする。

(助成金交付の決定)

第7条 市社協会長は、前条の交付申請の内容が適当と認めたときは、交付の決定をし、助成金交付決定知書を交付する。

(助成金の請求)

第8条 助成金交付決定通知を受けた者は、助成金請求書（様式3）を市社協会長に提出する。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに、事業報告書（様式4）事業実施報告書・事業収支決算書（様式5）を市社協会長に提出する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7月25日から施行する。